

# 平成 30 年度第 2 回長野県契約審議会次第

日時 平成 30 年 (2018 年) 9 月 11 日 (火)  
13 時 30 分から 16 時 00 分  
場所 県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

### (1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 平成 31・32 年度 入札参加資格申請 【取組番号 21, 71, 87 等】

ウ 建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式の低入札価格調査  
【取組番号 16】

### (2) 報告事項

ア 道路維持補修工事における複数年継続委託の試行 【取組番号 30, 37, 63】

イ 週休 2 日工事における労務費等の補正

ウ 建設工事における適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の実施状況  
【取組番号 75】

エ 建設工事等の総合評価落札方式における価格以外の評価点の公表時期の見直し

オ 信州リサイクル製品の利用状況 【取組番号 43】

カ 契約に関する取組方針に基づく実施状況

・ 建設工事等における受注希望型競争入札の実施状況 【取組番号 3】

・ 製造の請負等 3 契約の契約状況 【取組番号 3】

・ 清掃業務・警備業務における最低制限制度、複数年契約の実施状況

【取組番号 18, 28, 37, 76】

## 4 その他

## 5 閉 会



## 長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす 確 い 井 みつ 光 あき 明	東京大学名誉教授	出 席
おお 大 くほ 窪 くみ 久 美 子	信州大学農学部教授	出 席
おく 奥 はら 原 みどり	一級建築士	
お 小 ざわ 澤 よし 吉 のり 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出 席
くら 藏 たに 谷 しん 伸 いち 一	一般社団法人 長野県建設業協会顧問	出 席
にし 西 むら 村 なお 直 こ 子	信州大学経法学部教授	
の 野 もと 本 ひろ 博 ゆき 之	公認会計士	出 席
ほり 堀 こし 越 みち 倫 よ 世	税理士	出 席
やなぎさわ 柳 澤 しゅう 修 うじ 嗣	弁護士	出 席
ゆ 湯 もと 本 のり 憲 まさ 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし 吉 の 野 よう 洋 いち 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席
わたなべ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	出 席

（10 名出席予定）

（任期 3 年、平成 29 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで）

前回審議会の主な意見 [平成30年度第1回審議会(6月8日)]

資料1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
前回審議会の主な意見	—	奥原委員	週休二日の実施にあたり、「発注機関として元請や下請の収入が維持できるように、必要な経費の計上を実施して」とあるが、県が実施予定の「必要な経費の計上」を具体的にどのように考えているか。	資料5でご説明します。
平成31・32年度 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し	74 87	西村委員	資料では加点によるインセンティブ効果が低いとしているが、グラフを見るとインセンティブ効果が低いと判定することは難しいように思える。	加点により上位等級(B→A)へ上がる等メリットを受けた業者は約3分の1いることから一定のインセンティブ効果がある面もあるかと思えます。今後も加点を継続する中で効果を検証してまいります。
		渡辺委員	審査点数に応じた等級区分の仕組みについて、現状、①経営に関する項目、②製造設備に関する項目、③その他の加点項目の合計点によって等級が区分されているが、①②～点以上かつ③～点のように両方を満たすものを等級区分とすれば、加点によるインセンティブ効果が働くのではないか。	加点は県内企業の任意の申請項目であり、審査の必須要件にするとハードルが上がりすぎるのが懸念される。今回、名称変更とともに申請者への制度周知を徹底し、企業の動向をみながら、研究してまいります。
		藏谷委員	加点項目の中で「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証があり、派遣・非正規を正規雇用に改善することが要件にあるが、最初から正規で雇用している企業には何のインセンティブもないという意見を聞いているので、今後の改正ではその問題点を考慮してほしい。	ご指摘を踏まえ、全社員を正規雇用している企業についても、多様な働き方の導入や実践に関する積極的な取組が認証として評価されるよう、認証要件を検討してまいります。
業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組	27	西村委員	資格要件の仕組みを変えれば、現状よりさらにインセンティブを付与することが可能に思えるが、総合評価落札方式の拡大を進めたいとする理由は何か。	契約に関する取組方針(取組番号27)において、「総合的に優れた契約の締結」としてサービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討することとなっております。このため、契約の透明性、競争性、経済性を損なわない範囲で、総合評価落札方式の評価項目にその他の審査項目(信州企業評価)を加えることができるとし、入札参加資格要件と合わせ、企業の取組を評価していくものです。
		柳澤委員	配点例で、簡易型の場合には価格を重視し、企画提案型については価格以外のものを重視しているが、このような配分割合とすることの合理性は何か。	価格のみでなく技術力や社会貢献、工夫の提案などを業務等内容に応じて総合的に評価できるとし、優れた企業を選定するもので、評価する内容により配分割合を変更するものです。
		碓井会長	何年か実施した後で必ず検証するという意見を付した上で、了承とする。	業務委託等の総合評価落札方式については、対象とする業務等の内容や評価項目、配点など、試行を通じて得られたものを検証しながら、審議会の意見をお聞きし、より良い制度としてまいります。
平成31・32年度森林整備業務の入札参加資格申請における新客観点事項の見直し	87	湯本委員	物品や建設工事では資格申請要件として「暴力団員等でないこと」という項目があるのに対し、森林整備では資格申請要件とされていない理由は何か。	申請書で誓約していただいていたが、現在の森林整備業務の入札参加資格に係る告示の資格申請要件に、物品や建設工事と同様に「暴力団員等でないこと」を、平成30年8月23日付け県報告示(平成30年9月1日適用)で追記しました。平成31・32年度の入札参加資格申請についても、同様の予定で、資料2-3で説明します。
建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し	17	湯本委員	施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点の評価項目と評価基準の中で、施工体制確保の確実性の「必要な人員」には具体的な基準があるのか。	一般的に施工計画における技術者及び労働者の具体的な配置計画を確認し、適切な施工体制が十分確保されているかの審査を行うこととなると思われます。
建築物の解体工事における総合評価落札方式(簡易型)の実施について	—	奥原委員	評価項目の④社会貢献の中で「県営住宅における緊急修繕業者への登録」があるが、建設工事の総合評価落札方式では設けていないのに対し、今回解体工事で新たに設けたのはなぜか。	この加点につきましては、解体工事にだけでなく、これまでも建築一式工事の総合評価におきましても加点対象としておりますので御承知ください。

注 網かけ部分は、前回審議会での説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

# 平成31・32年度 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し

[取組番号 74、87等]

## 1 「その他の加点項目」の削除

### 「個人住民税特別徴収実施」の項目を削除

内容：「個人住民税特別徴収」を実施している企業に対する加点を廃止

理由：平成30年度から、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定し個人住民税の特別徴収を徹底することとされたため、項目から削除

## 2 「その他の加点項目」の呼称の変更

### ① 「その他の加点項目」の名称変更

申請時の項目の呼称を「信州企業評価項目」、加点を「評価点数」とし、社会的責任に対する評価について申請業者への意識付けを図る

### ② 加点区分の名称を一部変更

区分の名称の表現を一部変更する

信州企業評価項目		その他の加点項目	加点 (点数)
加点区分	加点対象とする取組		
品質確保	IS09000シリーズ等の品質確保に関する認証取得		2
環境配慮	IS014000シリーズまたは環境マネジメント経営に関する地域認証制度の認証取得		2
障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成 従業員数が少ないため法定雇用率の対象にならない事業者は法定雇用率相当（障がい者1名以上）の雇用達成		2
労働環境 男女共同参画 社会の形成	女性活躍推進法行動計画の策定 ※策定義務のある大企業等(従業員数301人以上)を除く		1
	次世代育成支援法行動計画の策定 ※策定義務のある事業者(従業員101人以上)を除く		1
	「社員の子育て応援宣言！」の登録		1
	育児・介護休業の取得実績 または 職場いきいきアドバンスカンパニー認証		1
地域貢献 その他の 社会貢献等	消防団協力事業所表示制度の認定		2
計			12

## 3 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第1回契約審議会	★6月8日										
パブリックコメント	← 6月27日 ~ 7月27日 →										
第2回契約審議会				★9月11日							
県報公告					★10月上旬						
申請期間							← 12月中旬 ~ 1月下旬 →				
資格付与											★4月1日

## 4 パブリックコメントの結果

寄せられた意見はありませんでした。

# 平成 31・32 年度建設工事の入札参加資格申請における 新客観点数の見直し

[取組番号 21、71 等]

## 1 新客観点数の項目の削除：1 項目

### 「個人住民税特別徴収」の項目を削除

**内 容**：「個人住民税特別徴収」を実施している企業に対する加点を廃止

**理 由**：平成 30 年度から、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定し個人住民税の特別徴収を徹底することとされたため、項目から削除する。

## 2 新客観点数の項目の内容変更：2 項目

### ① 加点対象とする民間資格の見直し

**内 容**：新客観点数で加点の対象としていた民間資格の内、「既製杭施工管理技士」の資格を除外

**理 由**：平成 27 年度に「既製杭施工管理技士」資格は「基礎施工士」に統合され、「基礎施工士」は経営事項審査で加点の対象となっていることから、内容を変更する。

### ② 労働安全衛生マネジメントシステムの新国際規格 ISO45001 を追加

**内 容**：労働安全衛生マネジメントシステム認証の対象に ISO45001 を追加

**理 由**：平成 30 年 3 月に労働安全衛生マネジメントシステムの新国際規格として ISO45001 が発行されたため。

なお、新規格の発行に伴いこれまで加点対象としてきた OHSAS18001 は廃止されたが、ISO45001 への移行期間（3 年間）が設定されているため、ISO45001 と OHSAS18001 のいずれも加点の対象とする。

## 3 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
長野県契約審議会	★			★								
パブコメ	←→											
審査基準の公表				★								
審査基準日				★	10月1日							
申請期間								←→	1月中旬～2月上旬			
資格付与												★ 5月1日

## 新客観点数の加点内容の改正（案）に対するパブリックコメント及び対応方針

- 1 募集期間 : 平成 30 年 6 月 27 日（水）～7 月 27 日（金）
- 2 応募件数 : 5 件
- 3 パブリックコメントと県の対応方針

番号	属性	ご意見の内容	対応方針
1	建設業	毎回確実に直営で施工せず、ほとんど丸投げの業者がいます。もう少し作業員まで調べて直営能力の加点もしくは、代理人しかいない業者の減点を希望します。	ご意見の内容は、個々の工事現場で行う評価であり、工事成績点として間接的に新客観点数に影響することはあっても、直接的に新客観点数で評価することは難しいと考えます。
2	建設業	民間資格である「給水装置工事主任技術者」は、水道施設工事では加点されますが、管工事では加点されないのはなぜでしょうか。	管工事については、給水装置工事主任技術者の資格が経営事項審査の加点の対象とされていることから、平成 29・30 年度の入札参加資格審査時から新客観点数では加点しないこととしています。
3	建設業	労働災害防止を目的として組織された団体の中には、選挙時に特定候補の応援を組織として行っている団体が見受けられ、公平・公共性の面から如何なものかと思えます。	労働災害防止団体法で規定された団体が選挙活動を行っている事実はないと聞いております。
4	建設業	協力雇用主の登録だけでなく、実際に雇用した場合にも加点していただきたい。	各事業者の加点内訳は公表することを前提としており、協力雇用主に登録し、実際に雇用した事業者に加点する場合、雇用の有無が加点状況から推測できてしまい、被雇用者の更生に影響を及ぼす恐れがあるため、加点しないこととしています。
5	建設業	若手育成の加点も大事だが、高齢者の雇用についても何か考えていただきたい。	今後、建設産業では高齢化等により大量に離職者が出るが見込まれ、将来を担う若者の入職・定着を促し人材を確保することが重要であると考え、担い手の確保・育成に重点を置いた取組を行っているところです。 高齢者の雇用については、技術の伝承の観点から重要な課題であると考えており、現在行っている県の「長野県就労促進・働き方改革戦略会議」や国の「建設技能者の能力評価制度のあり方検討会」等での議論を踏まえ、総合的に検討してまいります。

# 新客観点数の加点内容の改正(案)

○ 加点方法について

経営事項審査の総合評価値（客観点数）に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 **資格総合点数 = 客観点数（経営事項審査の総合評価値） + 新客観点数（県内業者のみ）**

		平成 31・32 年度	平成 29・30 年度
		経審の総合評価値 25%上限	経審の総合評価値 25%上限
<b>工事成績</b>	工事成績	(変更なし) 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 <b>加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</b>	基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 <b>加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</b>
	表彰等	(変更なし) 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。	基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。
<b>技術力</b>	民間資格	( <b>加点項目の一部改正</b> ) 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点) <b>加点の対象となる資格のうち、「既製杭施工管理技士」を除外【改正】</b>	基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)
	指名停止・入札参加停止	(変更なし) 基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)	基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)
	新技術登録	(変更なし) 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)	基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)
<b>経営意欲</b>	環境配慮	(変更なし) ・基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点	・基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点
	労働環境	( <b>加点項目の一部改正、削除</b> ) ・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000シリーズ又はISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点【改正】 ・基準日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって申請日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) ・基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 ・ <b>基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点【削除】</b>	・基準日直前4年間に新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000シリーズ)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点 ・基準日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって申請日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) ・申請日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 ・基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点
	合併等	(変更なし) 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)
<b>地域貢献</b>	地域貢献	(変更なし) ・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点	・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点
	労働福祉	(変更なし) ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点	・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点

## 平成31・32年度森林整備業務の入札参加資格申請における 新客観的事項の見直し

[取組番号 87 等]

### 1 新客観的事項から社会貢献（個人住民税特別徴収）の削除について

- (1) 森林整備業務入札参加資格における個人住民税特別徴収は、平成 27 年度の参加資格から加点項目としている。(10 点)
- (2) 平成 30 年度から、事業主を特別徴収義務者として指定し、従業員の個人住民税特別徴収を徹底することから、インセンティブとしての効果が薄れるため、加点項目から削除する。
- 平成 30 年 4 月 1 日現在、加点を受けていた事業者数:188 者/233 者中 (80.7%)

### 2 資格付与期間

平成 31 年 5 月 1 日～平成 33 年 4 月 30 日

#### 【参考】

#### 森林整備業務入札参加資格について

##### 1 資格申請要件（平成 15 年 2 月から試行、平成 16 年 12 月から本格実施）

- (1) 資本金の額が 200 万円以上であること
- (2) 成年被後見人等の登記がされていないこと
- (3) 県民税等に滞納がないこと
- (4) 業務管理者・専門技術者・技術作業員 2 名以上を有すること
- (5) 社会保険等に加入していること
- (6) 労働安全衛生管理体制等の資格者を有すること
- (7) 暴力団員等でないこと

##### 2 資格総合点数（平成 20 年 5 月から運用）

経営規模に応じた競争を進め、自社施工の原則に立った適正な施工体制を確保し、品質に優れた森林整備が行われるよう、格付けと発注標準金額を設定

$\text{資格総合点数} = \text{客観的事項の総合評定値} + \text{新客観的事項の総合評定値}$
$\text{H30.4.1 取得点数範囲}(534\sim 1308) = (537\sim 1233) + (0\sim 130)$

##### (1) 客観的事項

経営事項審査の「完成工事高評点」（過去 2 年間の森林整備業務平均完成工事高による）と「技術職員の数の点数」（技術職員数による）に準じて算出

##### (2) 新客観的事項

「経営基盤」、「直営能力」、「労働福祉」、「労働安全」、「労働災害」、「労働環境」、「信用状態」、「社会貢献」を点数化。(最大 135 点。算出された新客観的事項の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の 20%を限度として加点。)

例：間伐等格付け別、資格総合点数及び応札可能金額

応札可能金額	100 万円以上	800 万円未満	500 万円未満
資格総合点数	745 以上	745～600	600 未満
区 分	A	B	C

# 建設工事に係る委託業務における 総合評価落札方式の低入札価格調査について

[取組番号 16]

## 1 現状と課題

建設工事に係る委託業務では、受注希望型競争入札（総合評価落札方式含む）の低入札価格調査において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回った者は、調査を省略し失格としている。

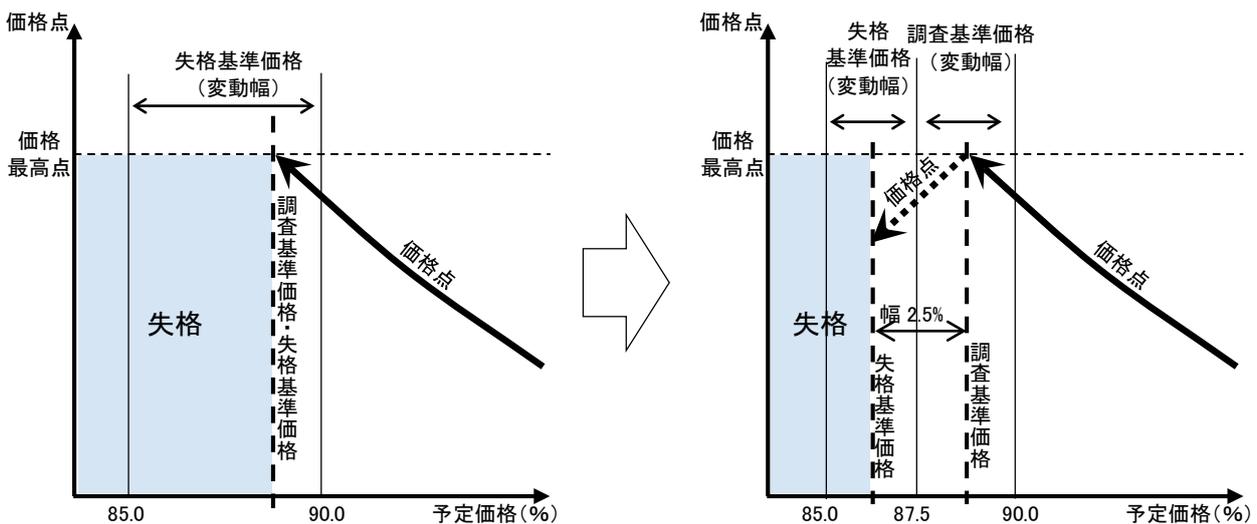
総務省及び国土交通省から、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成 29 年 9 月 29 日付）により、価格による失格基準の価格水準を低入札価格調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けることと通知された。

通知を受け、平成 30 年 4 月 1 日以降公告案件の建設工事について低入札価格調査を先行して実施している。

## 2 見直しの内容

建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式において、変動制（予定価格の 87.5%～90%）の低入札価格調査基準価格を設け、失格基準価格は調査基準価格から 2.5%相当額低く設定する。

今回の見直しに伴い入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格未満の価格点は下図のとおり補正する。



## 3 実施時期

平成 31 年 4 月の公告案件から適用

## ○ 建設工事に係る委託業務の低入札価格調査

総合評価を含む受注希望型の委託業務（予定価格 50 万円から WTO 適用基準未済）において、低入札価格調査基準価格未済で落札候補になった者に対し、下図のとおり、低入札価格調査及び品質確保対策等を行う。

### 【現行】

- ①調査対象者
- ②低入札価格調査
- ③品質確保対策
- ④落札候補者の辞退

↓  
「規定無し」

### 【改正】

- ① 調査対象者
  - ・ 低入札価格調査基準価格未済の落札候補者
  - \* 受注希望型競争入札は予定価格の 87.5%
- ② 低入札価格調査
  - ・ 落札候補者通知日の翌日から起算して 2 日以内に調査書類提出
- ③ 品質確保対策
  - ・ 管理（主任）技術者の専任配置<sup>注1</sup>
  - ・ 第三者照査<sup>注2</sup>
- ④ 落札候補者の辞退
  - ・ 可能（年 3 回以上の辞退で入札参加制限）
- ⑤ 書類不提出・虚偽説明等への対応
  - ・ 完了時にも同様の調査書類を求める
  - ・ 契約前：落札候補者取消し、入札参加停止
  - ・ 完了時：入札参加停止、業務成績点の減点
  - ・ 調査の結果：契約内容に適合した履行がされないと判断された場合：落札候補者取消し、入札参加制限

注 1：他の委託業務において、いかなる技術者としても従事しないこと。

注 2：受注者が自ら実施する照査とは別の、第三者による照査を受注者の負担により実施する。

## ○ 建設工事に係る委託業務の低入札価格調査の提出資料一覧

- ①その価格により入札した理由書
- ②積算内訳書
- ③当該契約の履行体制
- ④手持建設関連業務の状況
- ⑤配置予定技術者名簿
- ⑥手持機械等の状況
- ⑦同種又は類似の業務受注・履行実績

# 包括的プロポーザル方式を活用した複数年契約の推進について

[取組番号 30、37、63]

## 1 趣旨

一回のプロポーザルで複数(年度)にわたる業務の契約相手を特定し、総合的に優れた契約を行うことを目的に、包括的プロポーザル方式を試行し、全体としての契約の最適化、事務処理の軽減を図る。

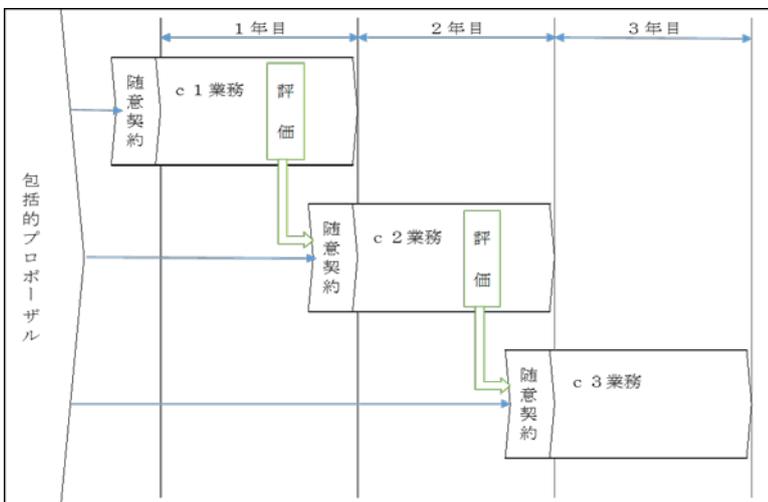
## 2 現状と課題

- ・ 債務が確定している場合や複数年とすることで有利となる場合を除き、同種業務が複数年度にわたる契約であっても単年度契約として毎年入札等を行っているため、複数の業務を1つのプロポーザルで行う手法が必要。
- ・ システム開発とその保守点検など、関連する異種の業務が複数年にわたる契約については、最初の契約は入札によるも後続の業務が随意契約となることが多く、契約全体の経済性に関して合理的な契約ができない。
- ・ 業者側の雇用や設備投資が安定しない旨の要望がある。
- ・ 複数年にわたる継続的な業務に関し年度ごとの品質の向上を図るため、年度ごとの成果目標設定、評価、未達成の場合の措置、次年度計画への反映等「PDCA」の確保が必要。

## 3 包括的プロポーザル方式の試行

- ・ 複数の業務を1回の公募型プロポーザルで特定者を決め、全体の基本協定書を締結する。
- ・ 業務の区切りごとに成果目標の設定と評価を行い、評価が良好な場合は継続、未達成の場合は次年度の契約は継続しない仕組みを導入することで品質の向上を図る。
- ・ 全体としての契約の最適化、事務処理の軽減を図る

## 4 実施フローイメージ



### メリット

- ・ 継続的な業務において、単年度ごとの業務評価の実施により品質向上が図られる。
- ・ 後続する別業務を含めた包括的なプロポーザルをさせることにより、全体的な支出の抑制が図られる。
- ・ 一定条件の下で複数年にわたる業務を発注することにより、雇用の安定化等やSDGsに沿った持続可能な地域経済の実現に資する。

# 道路維持補修工事における複数年継続委託の試行について

建設部道路管理課  
〔取組番号 30、37、63〕

資料4-2

## 1 道路維持補修工事の民間委託の概要

県管理道路の維持補修業務について、緊急時等を含め、県民サービスの低下を招かず地域に適合したきめ細やかな対応ができるよう、長野県では民間委託を実施しています。

この受託者は、緊急時でも維持補修業務ができる体制を確保する必要があり、業者選定時に入札参加者の施工体制を評価して委託者を決定する「施工体制確認型契約方式」を導入し、契約期間は4月1日から翌年3月31日までの単年度契約としています。

また、対象工種が多岐にわたるため、経営規模が小さくても地域に根ざした業者が当該業務に参入できるように、複数の構成員からなる特定共同企業体（JV）での契約もできることとしています。

## 2 対象業務の内容（右の写真参照）

- ① 維持作業：舗装修繕（穴埋め）、草刈り、支障木除去、側溝清掃 など
  - ② 小規模補修工事：緊急に修繕又は機能回復が必要な場合に直ちに実施する道路施設修繕等の作業（1工事200万円未満の崩落土や落石・倒木等の除去、災害時の応急措置など）
  - ③ その他：発注機関の長が特に必要と認めた工事（災害発生時の交通規制対応など）
- ※ 一部工区で冬期の「除雪業務」について一体化して実施（H30：3工区）

## 3 現状と課題

- ・ H22年度以降民間委託を順次拡大し、H26年度から全県で完全実施。現在97工区全てでJVと契約。
  - ・ 地域を熟知した地元企業の共同企業体による道路の維持補修業務の実施は、災害時の迅速な応急対応など地域の安全安心の確保に大変有効。
  - ・ 建設投資の減少と価格競争に伴う企業体力の低下により、地域を守る建設企業の技術者不足や後継者不足が進展。
  - ・ 受注者としては、契約が単年度ごとのため、当業務に係る中長期的な技術者の育成や、機械化による生産性向上への投資など、計画的な体制の改善が困難。
- また、契約事務の縮減、関係書類の簡素化が求められている。

## 4 複数年継続委託の契約方式（包括的プロポーザル（仮称））

- ・ 初年度のプロポーザル方式による業者選定において、総合的に優れた複数年継続業務の契約相手を選定する。
- ・ 複数年継続業務の期間は3箇年とし、年度ごとに特定者と随意契約を行う。
- ・ 業務実施にあたっては、全体の基本協定書を締結し、業務の評価を実施する。

## 5 複数年継続委託により期待される効果

- ・ 長期の業務の確保による、建設企業の経営の下支え。
- ・ 計画的な技術者の雇用や育成、機械の増強・更新による施工体制の強化。
- ・ 長期的な作業計画による作業効率の向上、及び業務コストの縮減、道路のサービス水準の向上。
- ・ 発注者、受注者双方における毎年度実施している契約手続きや書類の簡素化。

## 6 今後の予定

- ・ 平成31年1月施行を予定。
- ・ 平成31年度から、各建設事務所1工区以上で試行。
- ・ 冬期の除雪業務と一体化している工区についても対象とする。

## 道路維持補修工事の民間委託 対象業務の内容

### ① 通常作業（例）

（舗装修繕（穴埋めなど））



（草刈り）



（側溝清掃）



（路面清掃）



### ② 小規模補修工事（例）

（崩落箇所の応急措置）



（崩落土砂の撤去）



（夜間の倒木撤去）



（崩落部の大型土のう設置）



（段差発生時の舗装修繕）



（冬期の倒木撤去）



（落雪撤去）



（災害時の交通規制）



## 週休2日工事における労務費等の補正

### 1 現状と課題

長野県では、本年度から「施工者希望型週休2日工事」に取り組んでおり、週休2日を実施したと認められた場合には、間接工事費を補正している。

一方、国土交通省では、週休2日工事に要する経費の実態を踏まえ、平成30年4月1日から、間接工事費の補正に加え、労務費と機械経費（賃料）についても補正を行っている。

### 2 実施内容

週休2日の実施が認められた場合に、間接工事費の補正に加え、労務費、機械経費（賃料）について以下の補正を行うものとする。

労務費の補正	:	労務費	×	1.05
機械経費（賃料）の補正	:	機械経費（賃料）	×	1.04

### 3 実施時期

平成30年10月1日以降に入札公告を行う工事から実施

## 建設現場の週休 2 日の推進に向けた県の取組について

平成 27 年度	<p style="text-align: center;"><b>週休 2 日を確保するモデル工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工者希望型</li> <li>・ 必要経費の増額なし</li> <li>・ 工事成績で加点</li> </ul> <p style="text-align: center;">35 箇所実施</p>	
平成 28 年度	67 箇所実施	<p style="text-align: center;"><b>週休 2 日を実施する企業を 評価する総合評価落札方式</b></p> <p style="text-align: center;">9 箇所実施</p>
平成 29 年度	66 箇所実施	38 箇所実施
○ 週休 2 日を入札参加資格で加点評価 ○ プレミアム・サタデーの取組開始（民間）	<p style="text-align: center;"><b>施工者希望型週休 2 日工事</b></p> <p>対象工事：平成 30 年 4 月 1 日以降公告する案件の工事                  （緊急を要する工事及び機械設備工事を除く）</p> <p>取組内容：本工事の着手から完了までの期間の日数の                  7 分の 2 の日数を現場閉所</p> <p>現場閉所を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接工事費を増額（国交省に準じて適用）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費の補正：共通仮設費率 × 1.04</li> <li>現場管理費の補正：現場管理費率 × 1.05</li> </ul> </li> <li>・ 工事成績で加点</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>H30.10 から適用予定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費、機械経費（賃料）を増額（国交省に準じて適用）</li> </ul> <p style="text-align: center;">                     労務費の補正   ：    労務費                    × 1.05                      機械経費の補正  ：    機械経費（賃料） × 1.04                 </p> </div>	
平成 30 年度	<p style="text-align: center;"><b>施工者希望型週休 2 日工事</b></p> <p>対象工事：平成 30 年 4 月 1 日以降公告する案件の工事                  （緊急を要する工事及び機械設備工事を除く）</p> <p>取組内容：本工事の着手から完了までの期間の日数の                  7 分の 2 の日数を現場閉所</p> <p>現場閉所を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接工事費を増額（国交省に準じて適用）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費の補正：共通仮設費率 × 1.04</li> <li>現場管理費の補正：現場管理費率 × 1.05</li> </ul> </li> <li>・ 工事成績で加点</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>H30.10 から適用予定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費、機械経費（賃料）を増額（国交省に準じて適用）</li> </ul> <p style="text-align: center;">                     労務費の補正   ：    労務費                    × 1.05                      機械経費の補正  ：    機械経費（賃料） × 1.04                 </p> </div>	

平成 31 年度以降 平成 30 年度の実施状況を踏まえ、必要に応じ制度の改善を行う

## 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する 総合評価落札方式の実施状況について

[取組番号 75]

### 試行の内容

- ・ 下請次数は土木：2次、建築：3次までに制限。
  - ・ (下請者から提出される)見積書に基づき下請契約を締結。
  - ・ 発注者が指定した特定工種(以下、「指定工種」)の労務費見積総額を設計労務費の87.5%以上とすること。
  - ・ 発注者が労働賃金の支払実態等の調査を行う際には、受注者は支払書類等を提示し、調査に協力。
  - ・ 上記の項目を誓約した者へは、価格以外点を0.5点加点。
- ※下請者については、見積・契約と同額の支払いを受けたことを証する「請負代金受取報告書」を提出。

### 1 試行案件の入札状況

年度	公告 案件数	落札 案件数	うち試行内容 誓約者が落札	落札案件の 応札者	うち 試行内容誓約者
H28	17件	17件	17件 (100.0%)	154者	140者 (90.9%)
H29	42件	42件	39件 (92.9%)	287者	265者 (92.3%)
H30※	29件	11件	11件 (100.0%)	73者	68者 (93.2%)
計	88件	70件	67件 (95.7%)	514者	473者 (92.0%)

※H30は8月31日現在の速報値

### 2 下請契約・支払い等の状況 (工事しゅん工・関係書類提出済…26工事)

#### (1) 下請契約次数について

下請次数の制限については、災害対応のあった1件を除き、全て制限次数内であった。

#### (2) 下請契約・支払いの状況

	下請者数	見積書に基づく 契約	うち 標準見積書※ の活用	指定工種に係る 労務費見積額が 設計の87.5%以上	請負代金 受取報告書 の提出
全体	212者	212者 (100.0%)	126者 (59.4%)		211者 (99.5%)
指定工種	53者	53者 (100.0%)	46者 (86.8%)	26工事 (100.0%)	53者 (100.0%)

※標準見積書：法定福利費を内訳明示した見積書

### 試行状況の考察と今後の取組み

- ・ 指定工種に係る労務費の見積額については概ね設計と同額となっており、見積額に基づいた支払いも行われている。
- ・ 標準見積書の活用については、企業に十分に浸透していないことが確認された。
- ・ 今後も試行を継続し、標準見積書の活用の浸透と適正な労働賃金の支払いの定着を推進。

## 建設工事等の総合評価落札方式における 価格以外の評価点の公表時期の見直しについて

総合評価落札方式の入札において、価格以外の評価点の公表時期の見直しを行い、入札手続き期間の短縮と事務手続きの円滑化を図る。

### 1. 現状と課題

- 総合評価落札方式の入札は、価格以外の評価点の公表、疑義照会・回答、決定を行った後に開札を行うことから、受注希望型競争入札と比べ多くの手続きと時間を要している。
- 総合評価落札方式は、開札前に価格以外の評価点とともに入札者名が公表されていることから、不調の場合に再入札を行うことができず、再度公告を行うこととなる。
- 再度公告により、さらに約 40 日間を要するため、配置予定技術者を長期間拘束するなど、応札者の過度の負担となっている。

### 2. 見直し内容

- 価格以外の評価点の公表、疑義照会を予定価格の公表、疑義申立てと併せて開札後の 1 回に統一する。

### 3. 効果等

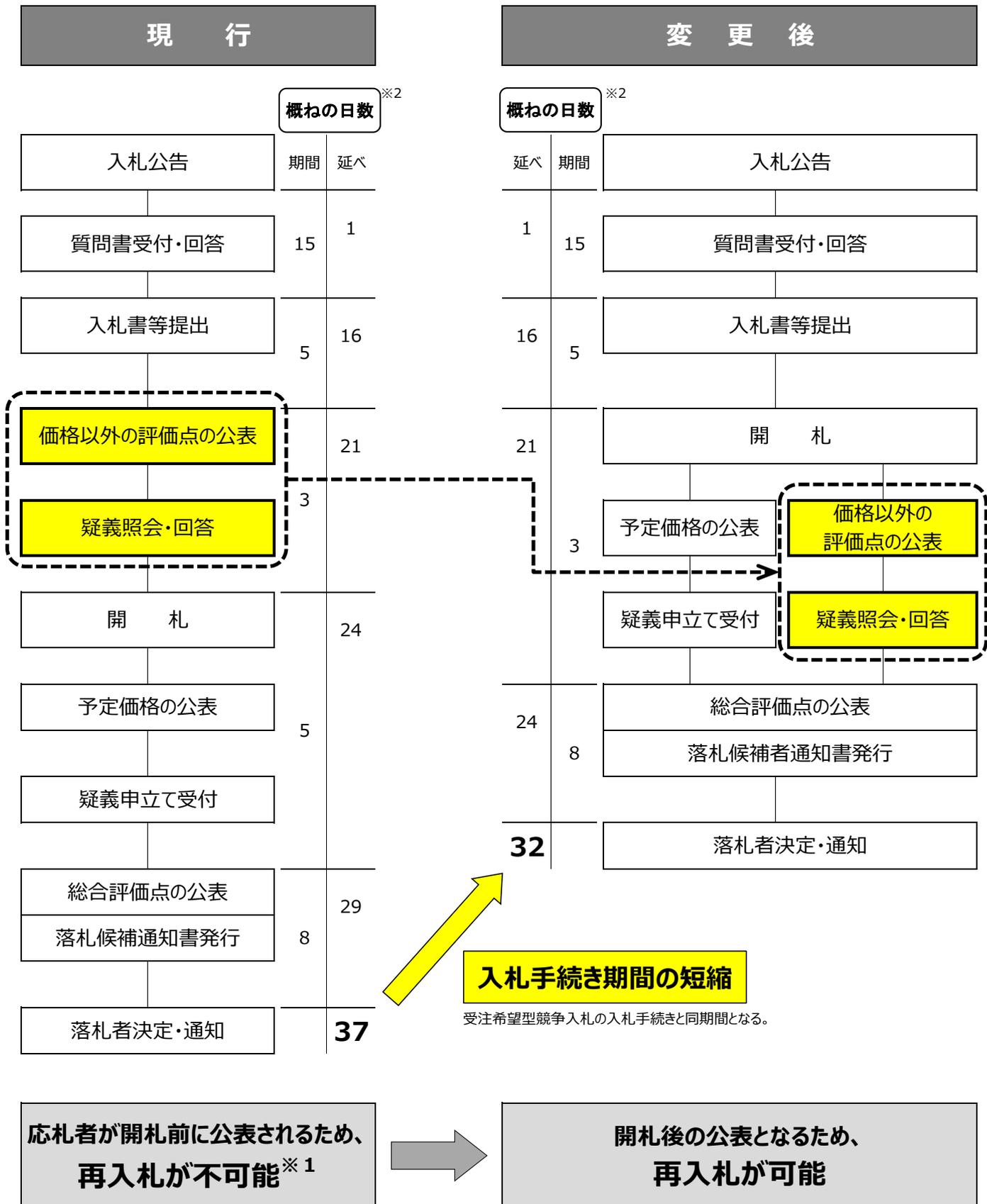
- 入札手続き期間の短縮
- 円滑な事業執行、配置技術者の拘束期間長期化の軽減

### 4. 実施時期

平成 31 年 4 月の公告案件から適用  
(ただし、技術提案型の総合評価落札方式を除く)

(参考)

## 入札手続きフロー (価格以外の評価点 公表時期の変更 概略フロー)



※1 受注希望型競争入札では、再入札を可能とする制度を平成29年4月から適用している。

※2 「概ねの日数」は予定価格5千万円以上の入札手続き期間

## 信州リサイクル製品の利用状況

[取組番号 4 3]

### 1 目的

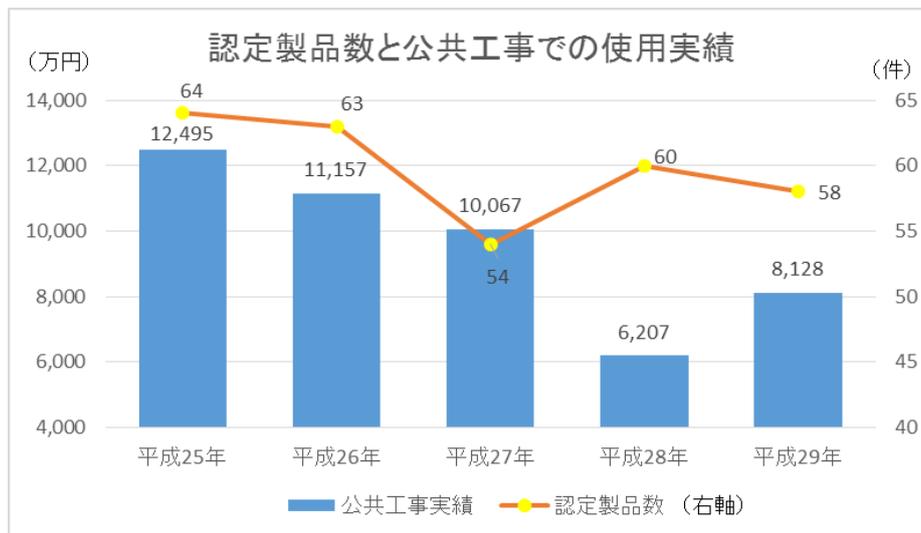
主に県内で排出された循環資源を使用するなど一定の条件を満たした製品を、信州リサイクル製品として認定する制度として平成 16 年に運用が開始され、平成 26 年度からは県と関係団体で「信州リサイクル製品普及拡大協議会」を設立し制度の運営を行っている。

### 2 認定製品数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

58 製品（製品 14、資材 44）

### 3 認定製品数と公共工事での使用実績について

近年公共工事での使用実績は減少傾向にある。その要因として①認定製品が少ないこと②認定製品の利用実績の高い部局での利用実績の減少がある。そのため、認定製品数の増加及び利用実績の高い建設部、農政部及び林務部へ認定製品の率先利用について、働きかけを引き続き行っていく必要がある。



### 4 利用拡大のための施策

#### (1) 申請の募集期間及び申請対象者の範囲に関する規定を改正

多くの事業者が応募できるよう、平成 28 年 12 月に信州リサイクル製品認定制度実施要綱を改正。これまで、一定の募集期間を設けていたが、募集を随時受け付け、原則として年 2 回の認定ができるようにした。

#### (2) 環境部から 3 公共事業部（農政部、林務部及び建設部）へ利用促進等を依頼

平成 30 年 3 月に環境部から建設部、農政部及び林務部へ利用促進及び未認定のリサイクル製品の使用における認定申請の促進を依頼。

なお、平成 30 年 8 月からは、建築物の解体工事における評価項目に「信州リサイクル製品又は資材認定事業者である者」が加えられた。

#### (3) 信州リサイクル製品の PR を実施

環境フェアなどのイベント等で信州リサイクル製品のパネル展示やパンフレットによる製品の紹介などを実施した。また、市町村へも各種研修会などの際に認定制度の紹介を実施した。建設部の事業者向け説明会等で信州リサイクル製品の説明等を実施した。

## 建設工事等における受注希望型競争入札の実施状況について

[取組番号 3]

## I 受注希望型競争入札の状況

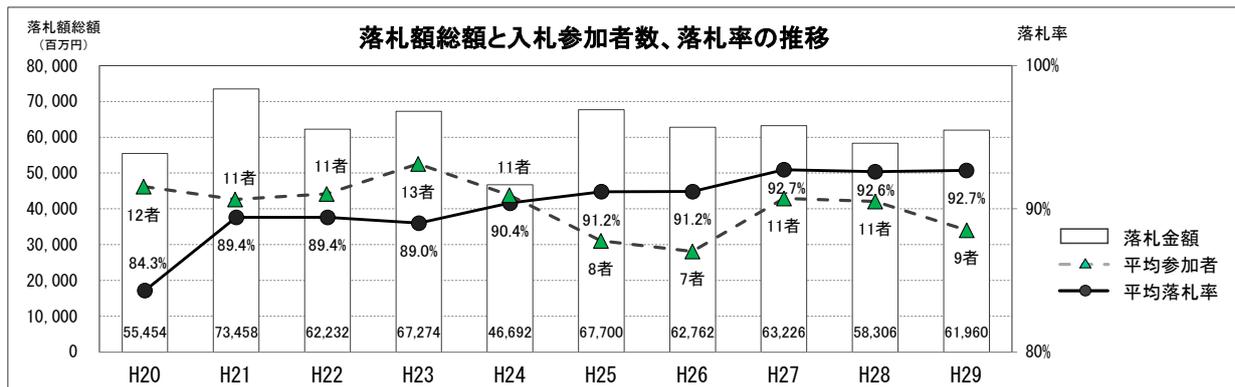
## 1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

## (1) 平成29・30年度の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。(森林整備を除く)

区分	開札合計 (件)	開札結果			平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
		応札なし	不調	契約			
平成29年度	4月	16	0	1	15	20.2	92.9
	5月	34	0	2	32	10.1	92.2
	6月	120	2	1	117	10.4	92.5
	7月	181	1	3	177	8.9	92.7
	8月	202	0	13	189	8.7	92.7
	9月	240	7	5	228	7.9	92.6
	10月	122	4	8	110	6.7	92.6
	11月	122	4	7	111	7.2	92.3
	12月	124	5	1	118	6.8	93.2
	1月	116	3	7	106	7.5	92.8
	2月	210	3	4	203	10.0	92.7
	3月	110	1	3	106	9.7	93.0
	合計	1,597	30	55	1,512	8.6	92.7
平成30年度	4月	81	0	2	79	11.6	92.9
	5月	56	0	0	56	10.9	92.9
	6月	106	1	2	103	10.6	93.0
合計	243	1	4	238	11.0	92.9	

## (2) 近年の入札状況



## (3) 地域別(10ブロック)の動向

## 平成29年度の状況

	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信	全県
平均参加者数(者)	12.5	7.2	8.9	6.6	11.3	3.9	6.1	5.3	10.8	8.9	8.6
平均落札率(%)	92.4	92.5	92.1	92.4	92.3	96.3	92.7	93.5	92.4	92.3	92.7
地元受注率(件数)(%)	92.4	84.5	94.8	82.4	93.1	87.5	96.8	91.0	96.1	82.9	91.7
地元受注率(金額)(%)	78.6	68.2	86.6	63.4	84.3	78.0	78.5	59.1	91.4	62.9	76.2

## 平成30年度の状況(平成30年6月末現在)

	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信	全県
平均参加者数(者)	13.2	10.3	11.3	10.1	17.9	3.5	6.2	6.0	12.8	9.2	11.0
平均落札率(%)	92.9	92.4	92.4	93.1	92.6	97.0	93.1	93.2	92.4	93.0	92.9
地元受注率(件数)(%)	77.0	93.3	90.9	100.0	100.0	100.0	89.7	94.1	95.7	94.1	94.1
地元受注率(金額)(%)	8.0	97.4	68.5	100.0	100.0	100.0	97.4	92.3	95.4	95.2	66.2

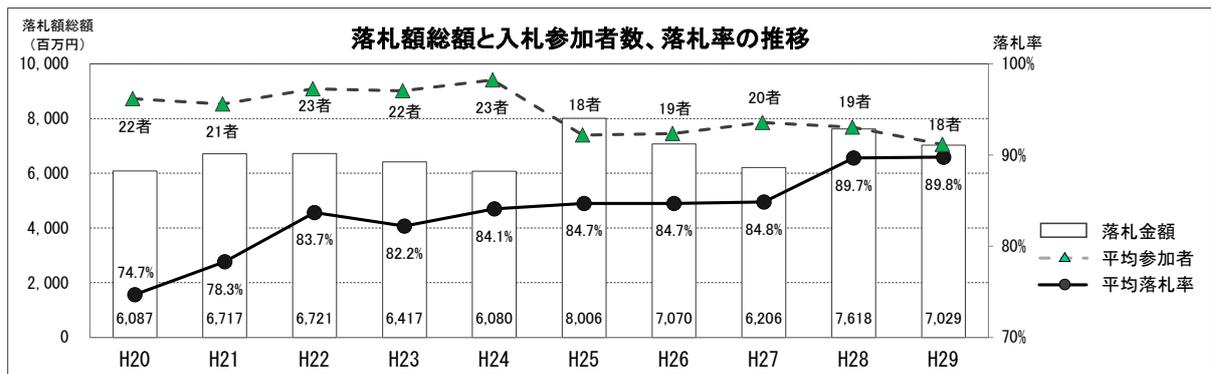
## 2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

### (1) 平成29・30年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区 分		開札合計 (件)	開札結果			平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
			応札なし	不調	契約			
平成 29 年度	失格基準 価格 85～90%	4月	11	0	0	11	16.8	90.1
		5月	88	0	0	88	19.4	89.7
		6月	157	0	1	156	18.7	89.6
		7月	174	0	0	174	20.5	89.8
		8月	195	0	2	193	16.1	90.0
		9月	164	0	1	163	16.6	89.7
		10月	133	2	3	128	17.3	89.8
		11月	107	0	1	106	15.7	89.6
		12月	108	0	1	107	15.8	89.9
		1月	84	1	0	83	17.2	89.8
		2月	94	0	0	94	17.2	89.7
		3月	25	0	0	25	17.2	88.6
合 計		1,340	3	9	1,328	17.5	89.8	
平成30年度	4月	33	0	1	32	17.9	89.7	
	5月	93	0	2	91	18.3	89.6	
	6月	164	0	0	164	18.5	89.8	
合 計		290	0	3	287	18.4	89.7	

### (2) 近年の入札状況



## II 総合評価落札方式の状況（平成30年6月末現在）

(単位：件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備 考
工 事	技術等提案型	5	5	3	5	1	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	412	387	464	453	95	
	簡易Ⅱ型	—	—	—	26	4	
	計	417	392	467	484	100	
委 託 業 務	技術等提案型	5	4	4	6	0	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	226	207	297	367	88	
	簡易Ⅱ型	—	—	—	228	38	
	計	231	211	301	601	126	
合 計		648	603	768	1,085	226	

製造の請負等3契約の契約状況について

【取組番号3】

区分	平成28年度					平成29年度					
	件数 (件)	金額 (千円)	金額 構成比 (%)	平均落 札率 (%)	平均 応札 者数 (者)	件数 (件) (前年比)	金額 (千円) (前年比)	金額構 成比 (%)	平均落 札率 (%)	平均応 札者数 (者)	
<b>製造の請負</b>	<b>578</b>	<b>223,534</b>	100.0	<b>73.7</b>	2.7	<b>524</b> (前年比 90.7%)	<b>183,679</b> (前年比 82.2%)	100.0	<b>76.7</b>	3.0	
契約方法	一般競争入札	17	85,710	38.3	84.3	2.9	10 (前年比 58.8%)	60,671 (前年比 70.8%)	33.0	88.1	2.3
	公募型 見積合わせ	561	137,824	61.7	73.4	2.7	514 (前年比 91.6%)	123,008 (前年比 89.3%)	67.0	76.5	3.0
受注者	県内本店	537	188,512	84.3	72.2	2.8	493 (前年比 91.8%)	161,990 (前年比 85.9%)	88.2	75.5	3.1
	県外本店	41	35,022	15.7	92.9	1.3	31 (前年比 75.6%)	21,689 (前年比 61.9%)	11.8	95.1	1.2
	うち県内支店なし	5	9,496	4.2	96.1	1.6	2	1,407	0.8	94.7	1.5
<b>物件の買入れ</b>	<b>2,318</b>	<b>3,123,119</b>	100.0	<b>82.1</b>	2.5	<b>2,330</b> (前年比 100.5%)	<b>3,781,535</b> (前年比 121.1%)	100.0	<b>83.0</b>	2.5	
契約方法	一般競争入札	249	2,468,846	79.1	86.9	2.3	289 (前年比 116.1%)	3,097,126 (前年比 125.4%)	81.9	88.1	2.4
	公募型 見積合わせ	2,069	654,272	20.9	81.5	2.5	2,041 (前年比 98.6%)	684,409 (前年比 104.6%)	18.1	82.3	2.5
受注者	県内本店	2,086	2,563,482	82.1	82.0	2.5	2,081 (前年比 99.8%)	3,156,948 (前年比 123.2%)	83.5	83.1	2.5
	県外本店	232	559,636	17.9	82.5	2.4	249 (前年比 107.3%)	624,587 (前年比 111.6%)	16.5	82.1	2.3
	うち県内支店なし	23	103,466	3.3	88.4	1.4	24	297,487	7.9	87.2	1.5
<b>その他の契約</b>	<b>542</b>	<b>4,938,976</b>	100.0	<b>86.3</b>	2.2	<b>736</b> (前年比 135.8%)	<b>5,704,226</b> (前年比 115.5%)	100.0	<b>90.0</b>	2.1	
契約方法	一般競争入札	542	4,938,976	100.0	86.3	2.2	578 (前年比 106.6%)	4,603,435 (前年比 93.2%)	80.7	87.5	2.1
	公募型 見積合わせ	0	0	-	-	-	2 (前年比 -)	1,274 (前年比 -)	0.0	95.9	1.0
	公募型 プロポーザル	-	-	-	-	-	156 (前年比 -)	1,099,517 (前年比 -)	19.3	99.4	-
受注者	県内本店	274	1,396,534	28.3	86.3	2.5	389 (前年比 142.0%)	1,893,224 (前年比 135.6%)	33.2	90.6	2.4
	県外本店	268	3,542,443	71.7	86.4	2.0	347 (前年比 129.5%)	3,811,002 (前年比 107.6%)	66.8	89.4	1.8
	うち県内支店なし	45	427,249	8.7	84.1	1.9	81	988,526	17.3	83.1	2.0
<b>合計</b>	<b>3,438</b>	<b>8,285,629</b>	100.0	<b>81.3</b>	2.5	<b>3,590</b> (前年比 104.4%)	<b>9,669,440</b> (前年比 116.7%)	100.0	<b>83.5</b>	2.5	
契約方法	一般競争入札	808	7,493,532	90.4	86.4	2.2	877 (前年比 108.5%)	7,761,232 (前年比 103.6%)	80.3	87.7	2.2
	公募型 見積合わせ	2,630	792,096	9.6	79.8	2.5	2,557 (前年比 -)	808,691 (前年比 -)	8.4	81.1	2.6
	公募型 プロポーザル	-	-	-	-	-	156 (前年比 -)	1,099,517 (前年比 -)	11.4	99.4	-
受注者	県内本店	2,897	4,148,528	50.1	80.6	2.6	2,963 (前年比 102.3%)	5,212,162 (前年比 125.6%)	53.9	82.8	2.6
	県外本店	541	4,137,101	49.9	85.2	2.1	627 (前年比 115.9%)	4,457,278 (前年比 107.7%)	46.1	86.8	2.0
	うち県内支店なし	73	540,211	6.5	86.3	1.7	107	1,287,420	13.3	84.2	1.9

※集計対象は、一般競争入札、公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式で、少額の随意契約等は含まれていません。

※対象機関は、県の本庁及び現地機関で、企業局、県警及び県外の現地機関を除きます。

※「その他の契約」のうち、公募型見積合わせはH29から試行開始、公募型プロポーザルはシステム改修してH29から結果登録を開始しました。

※個々の数値において端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わないところがあります。

清掃業務、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況について

[取組番号 18, 28, 37, 76]

1 目的

庁舎等の清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）の契約において、ダンピング受注の防止を図り、受注企業の適正な利潤と担い手の中長期的な育成を目指すとともに、複数年契約については、県内中小企業者の受注機会の確保に配慮し、サービスの質の向上、雇用の安定を図る。

2 取組内容

予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃、警備業務（機械警備を除く。）において、予定価格算定に関し、国交省建築保全業務労務単価を用い統一積算基準で入札し、最低制限価格等を設定した入札を実施するとともに、複数年契約を行う。

3 平成 30 年度の実施状況

(1) 清掃業務

(単位:件)

① 実施件数		H28年度			H29年度			H30年度			備考
		件数	統一積算基準		件数	統一積算基準		件数	統一積算基準		
			有	無		有	無		有	無	
清掃業務	一般競争入札	42	18	24	45	43	2	45	43	2	
	ダンピング対策※ 有	11	11	0	42	42	0	43	43	0	
	指名競争入札	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	43	19	24	45	43	2	45	43	2	
	複数年契約 ※年度に新たに契約した件数	0			11			9			

②入札結果	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
入札方式	件数	落札率	応札者数	件数	落札率	応札者数	件数	落札率	応札者数
一般競争入札	43	82.9%	4.7	45	84.7%	4.6	45	88.8%	3.1

(2) 警備業務

(単位:件)

① 実施件数		H27・28年度			H29年度			H30年度			備考
		件数	統一積算基準		件数	統一積算基準		件数	統一積算基準		
			有	無		有	無		有	無	
警備業務	一般競争入札	11	0	11	11	11	0	4	4	0	
	ダンピング対策※ 有	0	0	0	11	11	0	4	4	0	
	合計	11	0	11	11	11	0	4	4	0	
	複数年契約 ※年度に新たに契約した件数	10			11			4			

②入札結果	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
入札方式	件数	落札率	応札者数	件数	落札率	応札者数	件数	落札率	応札者数
一般競争入札	11	88.3%	2.9	11	94.2%	2.5	4	79.8%	2.0